

奈良工業高等専門学校「システム創成工学」
教育プログラム教育改善委員会規程

平成16年6月1日制定
令和2年10月27日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校「システム創成工学」教育プログラム統括会議規程第3条第2項の規定に基づき、「システム創成工学」教育プログラム教育改善委員会（以下「教育改善委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育改善委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 「システム創成工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の教育内容及び教育システム全般（教育効果、教育環境等）の点検（点検・評価委員会等の調査結果、提言の吟味を含む。）に関すること。
- 二 教育システムの改善項目の整理、改善方法の策定に関すること。
- 三 その他教育プログラムの教育改善に関すること。

(組織)

第3条 教育改善委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副専攻科長（物質化学工学科に所属する者を除く。）のうちからプログラム責任者が指名する者 1名
- 二 専攻科委員会委員のうちから選出された者（ただし、物質化学工学科に所属する者を除く。） 2名
- 三 学生課長及び学生課課長補佐
- 四 教育プログラム担当事務職員のうち学生課長が指名する者

(委員長)

第4条 教育改善委員会に委員長を置き、前条第一号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、教育改善委員会で点検した結果及び決議された事項について、「システム創成工学」教育プログラム統括会議に報告するものとする。

(委員の任期)

第5条 第3条第二号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 教育改善委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 教育改善委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成17年4月1日から施行し、施行前日までは、同条同項中、「システム創成工学」

教育プログラム統括会議」を「JABEE対応室」と読み替えて適用する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規程施行時の委員の任期は翌年の3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。